

商店街・小売市場新規出店チャレンジ応援事業 制度概要

【問い合わせ先】
 神戸市 経済観光局 商業流通課
 TEL :078-984-0346
 MAIL:shinki_shutten@city.kobe.lg.jp

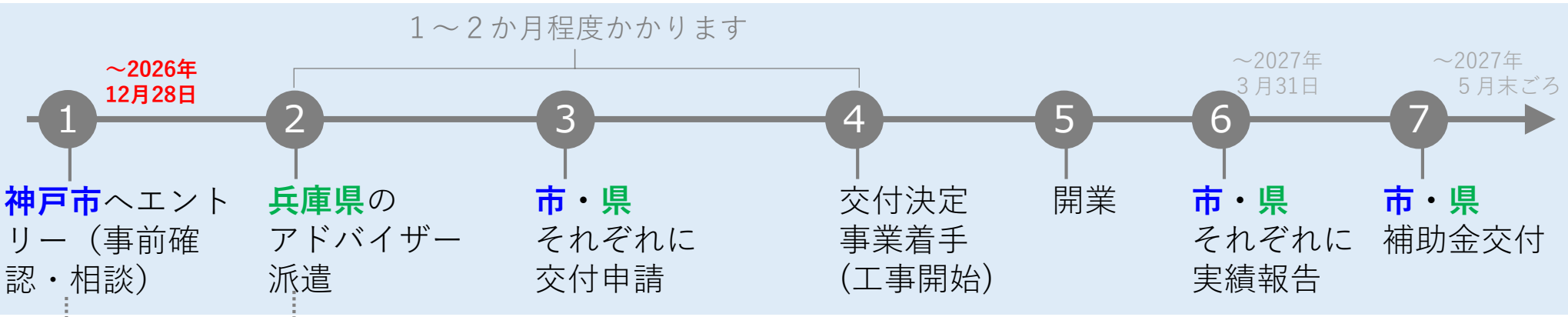
<事業詳細>


1. 事業概要



| | |
|------|--|
| 事業内容 | 商店街・小売市場の空き店舗に出店する場合に店舗賃借料や店舗改装費を補助 |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> 商店街・小売市場の空き店舗に新規出店する個人 法人の場合、申請者は法人代表者 |
| 補助率等 | <ul style="list-style-type: none"> 補助率：補助対象経費の1/6（県と併せて1/3） 補助限度額：75万円（県と併せて150万円） |
| 注意事項 | 本事業の予算は限りがあります。申請書類一式が揃ったものから順に受け付け、予算がなくなり次第募集を終了いたします。 |

2. 申請の流れ



▽要件確認を行います
 ・事業内容
 ・事業者等の要件


▽業種や出店希望商店街等を伺います

▽ひょうご産業活性化センターに事業計画書を提出し、商業アドバイザー派遣を申し込みます。

▽商業アドバイザーとともに事業計画をブラッシュアップします。派遣上限は3回です。

▽派遣費用*の1/3の額を負担していただきます。
 *派遣費用…1回につき「20,370円+交通費」

注意事項



- 交付決定前に改装工事に事業着手した場合、補助金の交付を受けることができません
- 年度末(2027年3月31日)までに費用の支払いを終えて開業する必要があります
- 年度途中で廃業(閉店)した場合、補助金は交付されません
- 補助金の交付は実績報告後です。補助金受領までは、事業費全額の自己資金が必要です